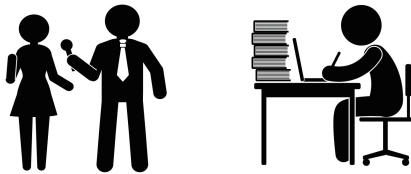


令和7年度 【IT活用事業化支援事業】 IT活用事業化支援事業補助金

ITを活用した新たなサービス・製品を創出する際の経費を補助します！

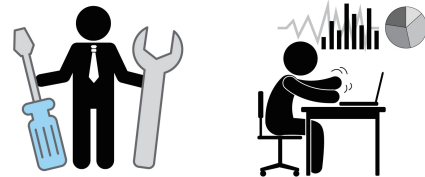
リサーチ・インタビュー支援事業

新たなサービス・製品のアイデアの市場性を検討するため、市場リサーチや顧客になり得る対象へのインタビューを行う事業



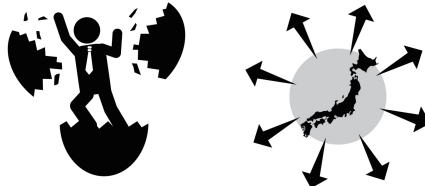
プロトタイプ検証支援事業

新たなサービス・製品のプロトタイプを顧客に利用してもらい、検証結果をもとに、当初の事業アイデアの改良・軌道修正する事業



サービス・製品開発支援事業

既に初期顧客を獲得している新たなサービス・製品を本格的に市場に投入していくにあたり開発を行う事業



補助内容

	リサーチ・インタビュー	プロトタイプ検証	サービス・製品開発
補助率	対象経費の 1/2 以内	対象経費の 1/2 以内	対象経費の 1/2 以内
補助期間	交付決定日から 3ヶ月 以内	交付決定日から 6ヶ月 以内	交付決定日から 6ヶ月 以内
補助限度額	1 事業につき 30 万円	1 事業につき 150 万円	1 事業につき 300 万円
補助対象経費	人件費、旅費、調査に必要な外部委託費	人件費、旅費、機器購入費 開発に必要な外部委託費	人件費、旅費、機器購入費 開発に必要な外部委託費

※なお、新たなセキュリティソフトウェア等のサービス開発にも活用いただけます。

詳しくは裏面へ

お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター（ITOC） 担当：伊藤・安食

〒690-0816 松江市北陵町 1 番地 テクノアークしまね 2 F

☎ 0852-61-2225

Email : itoc@s-itoc.jp

ITOC 助成金

検索

補助金対象事業者

- ・ 県内の事業者
- ・ サービス事業者または複数の県内 IT 事業者で構成されるコンソーシアム等

補助金対象要件

次のすべての要件を満たすサービス・製品開発が補助事業となります。

(1) 以下のいずれかに該当するサービス・製品であること

- ① 新たなサービス・製品であって IT の活用が見込まれるもの
- ② 既存のサービス・製品を、IT を活用して大幅に※改良するもの

※「大幅に」...改良前後で比較して、改良3年後に付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が9%以上となることが見込まれる場合。

(2) 企業、個人問わず、当該サービス・製品を有償で提供するものであること。

(3) 財団の技術支援を受けて創出するサービス・製品であること。

申請方法

当事業への申請をお考えの場合は、事前に下記の間合せ先へお問い合わせください。
事業の詳細について担当者がご説明いたします。

提出書類

各1部ご提出ください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 提案者の概要書（会社案内等）
- ・ 直近の2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、個別注記表）
- ・ 島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明）
- ・ コンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアム協定書（原本又は写し）
- ・ その他資料（当財団が必要とする資料）

審査方法

審査委員会において、申請事業の採否を決定いたします。

※【プロトタイプ支援】【サービス・製品開発支援】申請者の方には、審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

募集期間

令和7年6月30日（月）17:00まで



公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター（ITOC） 担当：伊藤・安食

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 2 F

☎ 0852-61-2225

Email: itoc@s-itoc.jp

